

## 令和4年度第9回総会（月例）議事録

日 時	令和4年11月28日（月） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （18名）	上入來 幸一（会長） 仮屋 幸孝（会長代理） 弟子丸 宗一（運営委員） 有村 伊智博 池田 晃 岩元 節朗 上四元 正昭 園山 一則 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 枇榔 稔 福永 大悟 堀之内 薫 本多 剛 穂満 和廣 横峯 明人
欠席委員 （1名）	豊留 辰男
事務局	事務局長 三浦 主 幹 新村 支局主任 山崎、末永、村田、尾堂、東、小山田、小村、児之原、吉永 専門員 水盛、高山、吉満、矢崎、有村、渡邊 主 査 帖地、安樂 主 事 飯泉 主 任 米倉、西、平川
農政総務課	主 任 橋口
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地法第3条許可申請に関する件</li> <li>2 農地法第4条許可申請に関する件</li> <li>3 農地法第5条許可申請に関する件</li> <li>4 非農地認定に関する件</li> <li>5 農用地利用集積計画に関する件</li> <li>6 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件</li> </ol>
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法務局から照会のあった農地等の現況について</li> <li>2 国土利用計画法による届出土地に関する調書について</li> <li>3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</li> <li>4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</li> <li>5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について</li> <li>6 農用地利用配分計画に関する報告の集計について</li> <li>7 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について</li> <li>8 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について</li> <li>9 賃借料情報の提供について</li> </ol>

議 長	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和4年度第9回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、豊留委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、永尾委員、横峯委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
-----	---

議 題	
<b>議題1. 農地法第3条許可申請に関する件</b> <b>1 ページ～5 ページ 20件</b>	
議 長	<p>それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。  まず、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。  番号1号、申請事由：贈与、受贈、権利の種別：所有権移転、贈与。  番号2号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。  番号3号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。  番号4号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。  番号5号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、18番委員お願いします。</p>
18番委員	<p>ご報告します。  番号6号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、15番委員お願いします。</p>
15番委員	<p>ご報告します。  番号7号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。  この件について、補足説明いたします。  譲受人は、現在の経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝う等して、  10年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。  今回、農地を取得するにあたり、利用権の設定を行い、同時に、3許可の申請  を行うものであります。  番号8号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、桜島、5番委員お願いします。</p>
5番委員	<p>ご報告します。  番号9号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、1番委員お願いします。</p>

1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>譲受人は、市外に居住していますが、居住地で約7,000㎡の農地を営していること、申請地付近に兄弟が居住しており、農作業に必要な期間はその兄弟宅に逗留し農作業を行うこと、またその兄弟も農作業を手伝うことから、「農作業常時従事」要件は世帯で満たすと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号13号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号14号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について補足説明いたします。</p> <p>譲受人は、現在、経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝い等しながら30年以上、農作業経験があるため、新規就農には該当しません。今回、農地を取得するにあたり、3条許可の申請を行うものです。</p> <p>番号15号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号16号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>番号17号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>番号18号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、10番委員お願いします。
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号19号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>番号20号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>

議	長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」20件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件</b></p> <p><b>6ページ 1件</b></p>		
議	長	<p>次に、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員		<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：貸駐車場60.00㎡、通路等101.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…県道、西…宅地、南…市道、北…水路、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題3. 農地法第5条許可申請に関する件</b></p> <p><b>7ページ～13ページ 22件</b></p>		
議	長	<p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本局、2番委員お願いします。</p>

2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：建売住宅2棟138.04㎡、庭敷地等377.42㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…宅地、西…私道、南…市道、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…公共下水道、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、谷山、14番委員お願いします。
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、資材置場76.00㎡、駐車場36.00㎡、通路68.00㎡、転回場等78.00㎡、東・北…私道、西…市道、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、賃貸借権。</p> <p>番号3号、住家1棟59.62㎡、庭敷地等238.38㎡、東・北…水路、渡人田、西・南…渡人田、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、住家1棟59.62㎡、庭敷地等141.38㎡、東・北…水路、西・南…渡人田、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号3、番号4に関しましては、補足して説明します。</p> <p>申請地は、道路に接していませんが、出入口については、東側水路を縦断用勾配側溝に交換し通路とします。また、雨水につきましては、申請地東側の交換する縦断用勾配側溝水路に排水管を接続し農道側溝へ流します。</p> <p>番号5号、駐車場1,485.00㎡、東・南…学校用地、西…宅地、私道、北…宅地、市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、18番委員お願いします。
1 8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、農業用資材置場419.00㎡、通路等209.00㎡、東…宅地、西…他人畑、南…受人畑、北…里道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。

1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、住家1棟108.37㎡、庭敷地等233.63㎡、東…他人畑、西・南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、住家1棟109.30㎡、庭敷地等357.71㎡、東…渡人畑、西・南…市道、北…渡人畑、宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号9号、資材置場36.00㎡、駐車場12.00㎡、通路46.36㎡、転回場等226.67㎡、東・北…渡人畑、西・南…宅地、渡人畑、市道、境界…ブロック積、土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、資材置場585.00㎡、通路406.60㎡、転回場等821.40㎡、東…他人畑、宅地、西・南…市道、北…渡人畑、境界…ブロック積、土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、4番委員お願いします。
4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、貸資材置場377.00㎡、駐車場20.00㎡、通路等350.00㎡、東・北…水路、西…他人田、南…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、贈与。</p> <p>この件につきまして、補足説明を行います。</p> <p>申請地は、吉田支所から北へ約2.8kmに位置する特定土地改良事業の施行区域内にある第1種農地です。</p> <p>第1種農地は原則として許可することはできませんが、不許可の例外である農地法施行規則第33条第4項に規定する「集落接続施設」に該当することから、申請はやむを得ないと判断したものです。</p> <p>なお、申請地は、転用許可を受けないまま貸資材置場として、すでに賃貸借により使用していたことから、今回、始末書添付のうえ申請するものです。</p> <p>申請人には、転用許可を行う場合は農地法の許可を受けなければならないこと、今後このようなことがないよう指導いたしました。</p> <p>番号12号、資材置場1,000.00㎡、駐車場570.00㎡、転回場等1,177.00㎡、東・西…宅地、南…市道、北…宅地、他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、1番委員お願いします。

1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、住家1棟108.68㎡、庭敷地等284.32㎡、東・南…渡人畑、西…市道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、喜入支所から南に約3.7kmに位置する、おおむね10ha以上の農地の広がりのある「第1種農地」に該当します。</p> <p>第1種農地は原則として農地転用することができませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>番号14号、住家1棟99.00㎡、庭敷地等158.00㎡、東…私道、西…他人畑、南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、喜入支所から南に約1.0kmに位置する、おおむね10ha以上の農地の広がりのある「第1種農地」に該当します。</p> <p>第1種農地は原則として農地転用することができませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>なお、譲渡人は申請地を3条取得しましたが、高齢及び病気の為、耕作することが困難となった旨の理由書が添付されています。</p> <p>番号15号、建売住宅1棟92.74㎡、スロープ55.00㎡、法面15.00㎡、庭敷地等409.26㎡、東…他人畑、西…他人畑、里道、南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は道路より高い位置にあり、乗り入れにスロープが必要であること、東・北側に法面があることから、有効面積が502.00㎡となります。住宅1棟の上限500㎡を超える転用となりますが、やむを得ないと判断いたしました。</p> <p>番号16号、建売住宅4棟373.86㎡、通路194.10㎡、庭敷地等828.04㎡、東・西…他人畑、南…他人畑、宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号17号、太陽光発電533.10㎡、通路等576.90㎡、東…農道、西・北…他人畑、南…市道、境界…土留、雨水…自然流下、地上権、有償。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>申請地は喜入支所から北西へ約5.9kmに位置する第2種農地その他の農地に該当します。</p> <p>受人は申請地に20年間の有償による地上権を設定し、太陽光発電施設として転用を行うものです。</p> <p>発電規模としましては、太陽光パネル324枚、発電出力49.5kWで約10世帯分の年間消費電力をまかなう事になります。</p> <p>なお九州経済産業局からの発電設備認定の通知を受けております。また九州電力との系統連係に係る契約も成立していることを確認しております。</p>
---------	---



	<p>番号18号、太陽光発電533.10㎡、通路等201.90㎡、東・西…他人畑、南…市道、北…農道、境界…土留、雨水…自然流下、地上権、有償。</p> <p>申請地は喜入支所から北西へ約5.4kmに位置する第2種農地その他の農地に該当します。</p> <p>受人は申請地に20年間の有償による地上権を設定し、太陽光発電施設として転用を行うものです。</p> <p>発電規模としましては、太陽光パネル324枚、発電出力49.5kWで約10世帯分の年間消費電力をまかなう事になります。</p> <p>なお九州経済産業局からの発電設備認定の通知を受けております。また九州電力との系統連係に係る契約も成立していることを確認しております。</p> <p>なお、地上権については、事務局から説明します。</p>
喜入支局	<p>地上権について補足説明します。</p> <p>建物などを建てるために地代を払って他人から土地を借りる権利を借地権といいますが、借地権には賃借権と地上権の2つがあります。</p> <p>賃借権は債権で、特定の人にある要求をする権利で第三者には権利を主張できない相対的な請求権です。</p> <p>一方、地上権は所有権と同様に物権で、すべての人に対して権利を主張できる絶対的な財産支配権であることから、所有者が変わっても、新しい所有者にも対抗、継続できます。</p> <p>つまり、土地の所有者が土地を第三者に譲渡する場合は、賃借人は新しい所有者には賃借権を主張できませんが、地上権の場合ではできます。</p> <p>また、賃借権の場合、賃借人は第三者に工作物などを売却する時は、地主の承諾が必要ですが、地上権の場合は、自由に売却や転貸などをすることができるということです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	次に、松元、3番委員お願いします。
3番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号19号、建売住宅6棟354.62㎡、通路169.00㎡、庭敷地等783.38㎡、東…宅地、西…宅地、里道、南…他人畑、宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、10番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号20号、住家1棟53.82㎡、庭敷地等247.56㎡、東…宅地、国道、西・南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…国道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号21号、宅地分譲2区画470.34㎡、東・西…宅地、南…市道、北…学校用地、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号22号、宅地分譲2区画520.40㎡、東・西・北…宅地、南…市道、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号11、13、14号は、第1種農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」22件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、第1種農地である番号11、13、14号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題4. 非農地認定に関する件</b>  <b>14ページ～16ページ 10件</b></p>	
議長	<p>次に、議題4.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、伊敷、18番委員お願いします。</p>
18番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、調査結果：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号3号、調査結果：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号4号、調査結果：唐竹・雑木自然繁茂、約10年経過、現況山林。</p> <p>番号5号、調査結果：住家1棟、25年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
15番委員	ご報告します。 番号6号、調査結果：孟宗竹・雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 番号7号、調査結果：住家2棟、30年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、吉田、4番委員お願いします。
4番委員	ご報告します。 番号8号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 番号9号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約70年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、喜入、1番委員お願いします。
1番委員	ご報告します。 番号10号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「非農地認定に関する件」10件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
<b>議題5. 農用地利用集積計画に関する件</b> <b>17ページ～28ページ 21件</b>	
議 長	次に、議題5.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>資料の17ページをご覧ください。</p> <p>議案第5号、令和4年11月30日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、ご説明申し上げます。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>賃貸借権10件、20筆、15,712.00㎡。使用貸借権11件、17筆、17,159.00㎡。合計21件、37筆、32,871.00㎡です。</p> <p>議案書の18ページから28ページは、農用地利用集積計画の内容です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p><b>議題6. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件</b> <b>別冊資料2 1件</b></p>	
議長	<p>次に、議題6.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>それでは、吉田、4番委員お願いします。</p>
4番委員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、本名町春田地区にあり、吉田支所から南西へ約1.8kmに位置し、東側は農道、西・南・北側は渡人田に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>

議	<p data-bbox="363 161 395 192">長</p> <p data-bbox="450 161 1407 232">ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p data-bbox="466 286 772 318">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p data-bbox="421 371 1487 488">それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p data-bbox="450 542 906 613">議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>
---	--

報 告 事 項	
<b>1. 法務局から照会のあった農地等の現況について</b> <b>29ページ～31ページ 3件</b>	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	報告します。29ページです。 照会日：令和4年11月9日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内 にあり、現況非農地である。 処理状況：令和4年11月18日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、喜入、1番委員お願いします。
1番委員	報告します。30ページです。 照会日：令和4年10月27日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の 定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和4年11月7日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3番委員	報告します。31ページです。 照会日：令和4年10月25日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の 定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和4年10月31日 鹿児島地方法務局へ報告済。
<b>2. 国土利用計画法による届出土地に関する調書について</b> <b>32ページ 1件</b>	
議 長	次に、報告事項2「国土利用計画法による届出土地に関する調書について」 それでは、吉野、事務局お願いします。

吉野支局	<p>この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>この調書は、市街化区域内の2,000㎡以上の土地の売買であるため、申請人から本市の土地利用調整課へ、国土利用計画法の規定による届出書が10月21日に提出されました。</p> <p>申請地が農地であったことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。</p> <p>表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は(畑)3,071㎡、転用目的は資材置場です。</p> <p>次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は市街化区域内にあるため、市街化区域内農地に該当します。</p> <p>次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域外及び農用地区域外です。</p> <p>「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地は市街化区域内にある農地ですので、転用の際は農地法第5条転用届出が必要です」と土地利用調整課へ10月31日に回答したところです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p><b>3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</b> 33ページ～35ページ 18件</p>	
<p><b>4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</b> 36ページ～44ページ 24件</p>	
<p><b>5. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について</b> 45ページ 2件</p>	
<p><b>6. 農用地利用配分計画に関する報告の集計について</b> 46ページ～48ページ 3件</p>	
議長	<p>次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項5「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 報告事項6「農用地利用配分計画に関する報告の集計について」 それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>33ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は18件です。</p> <p>登記地目別では、田12筆、6,330.00㎡、畑40筆、25,055.91㎡となっております。取得した事由別数は、相続が18件。権利の種別は、所有権が18件。農業委員会によるあっせん等は、無が18件となっております。</p> <p>34ページから35ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>

事 務 局	<p>次に、36ページをお開きください。</p> <p>報告事項4 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、一般住宅、共同住宅が各1件、合計2件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が13件、その他が4件、共同住宅が3件、駐車場、資材置場が各1件、合計22件となっております。</p> <p>37ページは、4条関係2件、38ページから44ページは、5条関係22件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>次に、45ページをお開きください。</p> <p>報告事項5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。</p> <p>吉野地区で1件、松元地区で1件、合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>次に、46ページをお開きください。</p> <p>令和4年10月19日認可の農用地利用配分計画に関する報告の集計です。</p> <p>これらは、県地域振興公社が作成した農用地利用配分計画について、県知事が認可したことにより、令和4年11月1日から貸付の始期が始まるものです。</p> <p>貸借権3件4筆6,001.00㎡となっております。</p> <p>47ページから48ページは、先ほど説明しました農用地利用配分計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p><b>7. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について</b> <b>別冊資料3 30件</b></p>	
事 務 局	<p>報告事項7 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について報告いたします。</p> <p>別冊資料3をご覧ください。</p> <p>先月の地区推進協議会等で計30筆の非農地判断を実施して頂いております。</p> <p>実施結果に基づきまして、先月末、関係部署へ通知書を送付しております。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>



<b>8. 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について</b> <b>別冊資料4</b>	
<b>事 務 局</b>	<p>報告事項8 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>別冊資料4をご覧ください。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず、二段書きの上の段の9月分については、訪問戸数88戸、うち不在17戸、調査回答戸数71戸、貸出希望6戸72.57㎡、借入希望、貸出実績、借入実績、中間管理事業活用実績はありませんでした。</p> <p>各地区の実績、累計についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<b>9. 賃借料情報の提供について</b> <b>別冊資料5</b>	
<b>議 長</b>	<p>次に、報告事項9「賃借料情報の提供について」  それでは、事務局の報告をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>次に報告事項9 賃借料情報の提供について、報告いたします。 別冊資料5をご覧ください。</p> <p>1の趣旨について、この賃借料情報の提供は、平成21年の農地法改正に伴い、標準小作料に関する規定が削除され、これにかわるものとして、農地法第52条の規定に基づき、地域における農地の賃借料の目安になるものとして、実勢の賃借料の情報を提供するものです。</p> <p>次に、2の算出方法等については、平成21年9月に全国農業会議所が示した手引きを参考に、賃借料情報に関するデータを収集し、賃借料水準の計算を行いました。</p> <p>(1)の賃借料情報データは、農地台帳より令和3年3月から令和4年10月までの間に、農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告のあった農用地利用集積計画、利用権設定の賃貸借データを使用しました。</p> <p>(2)の賃借料水準の計算は、区分ごとの全賃借料データの平均値の1.7倍を超えるものと0.3倍未満の、特殊な取引に係るデータを除外した後のデータから10アールあたりの平均額、最高額、最低額を求めました。</p> <p>次に、3の提供区分について、(1)の地目は、作付作物から、田・畑・樹園地(茶畑)に分類し、畑のうち、松元地域については、お茶の産地としての地域性を考慮して、一般畑と茶畑に区分しました。</p> <p>(2)の地域については、平成16年11月1日の合併前の鹿児島地域及び吉田、桜島、喜入、松元、郡山の6地域に区分し、桜島地域の畑には、桜島地区と東桜島地区を合わせて提供します。</p> <p>なお、同地域に田はないことから地域設定はありません。</p> <p>4の賃借料情報の提供方法については、(1)の提供方法として、賃借料水準を賃借料情報として、農業委員会だよりと市ホームページに掲載するとともに、農業委員会本・支局の窓口配布等により提供します。</p> <p>(2)の公表期間は、令和5年12月までを予定しています。</p> <p>5の賃借料情報の公表案については、裏面のページのとおりです。お目通しをお願いします。</p> <p>以上で、賃借料情報の提供について、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>(議事終了：午前10時40分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>

<p>事 務 局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度第10回総会（月例）開催日時は、 12月27日（火）午後1時15分開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</li>   <li>・令和4年度第2回合同委員会開催日時は、 12月27日（火）午後2時40分開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</li>   <li>・令和4年度農談会は、 12月27日（火）午後5時30分開催 アクアガーデンホテル福丸</li> </ul> <p>なお、農談会につきましては、コロナの感染状況により、開催の有無を判断いたします。仮に農談会が中止になった場合も、総会等の開催時間につきましては、午後の日程で行いたいと思います。農談会が中止になった場合には、お持ち帰り頂くお弁当等を用意して、お持ち帰り頂きたいと思います。</p> <p>来年の県内視察研修について、詳しくは各地区推進協議会でご報告したいと思いますが、日程につきましては、当初の年間計画通り、来年の2月3日（金）を予定しております。視察先は、いちき串木野市、日置市で4か所予定しております。いちき串木野市農業委員会、いちき串木野市にあります夢ファーム大里を訪問し、昼食後、株式会社ゼロプラス、日置市にあります二ツ石農園を訪問する予定です。この予定で計画しておりますのでよろしくお願ひします。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前10時45分）</p>